

報道発表資料

令和6年2月14日

担当:保健福祉部 地域福祉課 健康推進課

小畑・平塚・守山

電話:022-767-2198

(地域福祉課介護福祉係)

保健福祉事業業務委託料等の消費税課税誤りについて

介護保険事業、障害福祉事業における委託業務等の消費税の取り扱いについて、全国的に見直しがなされたことから、当該事業について精査したところ、本町保健福祉部地域福祉課・健康推進課において、本町からの消費税の過払い、未払いがあり、受託者において、税務署への修正申告・追納等の対応が必要であることが判明しました。

また、母子保健事業、及び保健福祉センター管理事業においても、同様に消費税の未払いがあるものが判明しました。

事務手続き上の誤りであったことを厳粛に受け止め、今後の契約事務の際には、対象事業の法的根拠等を確認、精査し、事務手続きを進めてまいります。

■その他:詳細について別紙「保健福祉事業における業務委託料等に係る消費税の取り扱いについて」をご確認ください。

保健福祉事業における業務委託料等に係る消費税の取り扱いについて

1 概 要

介護保険事業、障害福祉事業における委託業務等の消費税の取り扱いについて、全国的に見直しがなされたことから、当該事業について精査したところ、本町からの消費税の過払い、未払いがあり、下記の事業の受託者において、税務署への修正申告・追納等の対応が必要であることが判明しました。

また、母子保健事業、及び保健福祉センター管理事業においても、同様に消費税の未払いがあるものが判明しました。

事務手続き上の誤りであったことを厳粛に受け止め、今後の契約事務の際には、対象事業の法的根拠等を確認、精査し、事務手続きを進めてまいります。

2 対象法人数

5法人(消費税過払い 2法人 消費税未払い 3法人)

3 対象事業 (金額は、平成 30 年度から令和 5 年度の影響額)

(1) 消費税過払い 8,707,972 円

(2) 消費税未払い 11,327,166 円 (延滞税等は精査中)

4 原因・経過等

(1) 介護保険事業、障害福祉事業においては、法改正時等に通知はあったが、その後、国において、当該事業に係る消費税の取り扱いについて、周知等が不十分であった。

(2) 令和 5 年 10 月 4 日付こども家庭庁及び厚生労働省通知を受け、保健福祉事業を精査し、誤りが判明した。

なお、本町側においては、受託事業所と契約を結ぶ際には、事業所の課税・非課税事業所の届け出を重視し、当該事業の消費税の取り扱いの確認の精査を行うことなく、契約を結んでいた。

5 今後の対応

(1) 消費税の過払い分について

返還を求めることとなりますが、法的な手続等を税務署、弁護士等に確認中です。

(2) 消費税の未払い分について

受託者に対し、消費税の取り扱いについて説明を行い、3月定例会において、補正予算を計上し、受託者に支払います。

6 是正措置について

今後の契約事務の際には、対象事業の法的根拠等の確認、精査し、事務続きを進めてまいります。